

諸届出等一覧(標準的なもの) (小竹団地)

法律・手続き等	期 限 等		提 出 先 等
建築確認申請	着工の21日前までに提出 浄化槽設置届出受理書を添付		福岡県直方県土整備事務所 建築指導課 TEL 0949-22-5639
騒音規制法届出	着工の30日前までに提出		小竹町役場 生活環境課生活環境係 TEL 09496-2-1946
振動規制法届出	着工の30日前までに提出		
工場立地法届出	着工の90日前までに提出		福岡県商工部企業立地課 TEL 092-643-3441
高圧ガス保安法	高圧ガスを使用する場合は、別途協議ください。		福岡県商工部工業保安課 TEL 092-643-3439
大気汚染防止法	着工の60日前までに提出		福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 環境指導課 TEL 0948-21-4812
水質汚濁防止法	着工の60日前までに提出		
浄化槽設置届	浄化槽(既製品)・・・届出から10日以内で受理書交付 浄化槽(オーダーメイド)・・・届出から21日以内で受理書交付		
土壌汚染対策法	事前協議が必要		
消防法事前協議	工場の概要(構造)が固まり次第、協議 (確認申請までに協議終了)		直方鞍手広域市町村圏事務組合 消防本部 TEL 0949-32-1130
福岡県環境保全に関する条例	工場設置許可 (右記の工場を設置する対象です。) (通常、申請から2~3か月を要します。)	いおう酸化物発生施設を設置する場合 排出量:10m ³ /時間 以上 (標準状態 0℃、1気圧) 通常の排水水量:300m ³ /日 以上	福岡県環境部自然環境課 TEL 092-643-3368